

北上市告示甲第7号

北上市身体障害者等訪問入浴サービス事業費補助金交付要綱（平成18年北上市告示第111号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年3月分の訪問入浴サービス事業に係る申請については、なお従前の例による。

令和6年2月14日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第77条第3項</u>の規定に基づく地域生活支援事業として、身体障害者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るために、居宅を訪問して入浴の介護を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第77条第5項</u>の規定に基づく地域生活支援事業として、身体障害者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るために、居宅を訪問して入浴の介護を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	